

エコアクション21

環境経営レポート



当社施工現場

2024年度

運用期間 2024年7月～2025年6月

株式会社 光技術開発

2025年 7月 31日 発行

2025年11月 5日 改訂

【 目 次 】

項目No	項 目 名	レポートの 要求No	ページ
	表 紙		1
	目 次		2
1	組織の概要及び対象範囲	①②	3
	1) 事業者名及び代表者名 2) 所在地 3) 環境管理責任者及び事務局 4) 連絡先 5) 事業活動の内容 6) 事業規模 7) EA-21推進組織図 8) 対象範囲		
2	環境経営方針	③	4
3	環境経営目標	④	5
4	環境経営目標の実績	⑥	6
5	環境経営活動計画と取組結果とその評価	⑤⑦	7
6	次年度の取組内容		8
6	環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無	⑧	9 ⁻¹ 9 ⁻²
7	代表者による全体評価と見直しの結果	⑨	10
8	活動事例		11

1. 組織の概要及び対象範囲

1) 事業者名及び代表者名

株式会社 光技術開発
代表取締役 黒木 俊光

2) 所在地

本社事務所 〒883-0015 宮崎県日向市永江町2丁目147番地5
資材置き場 〒883-0062 宮崎県日向市大字木原16326-1

3) 環境管理責任者及び事務局、担当者氏名・連絡先

EA-21 責任者 土木部 松木 豊光
EA-21 事務局 総務部 堅田 忍

連絡担当者 松木 豊光 (EA21責任者)
TEL 0982-54-4747 FAX 0982-54-3181
E-mail wwhikari@wing.ocn.ne.jp

4) 事業創立年月日

昭和 59年 2月 6日 [創立より 41年]

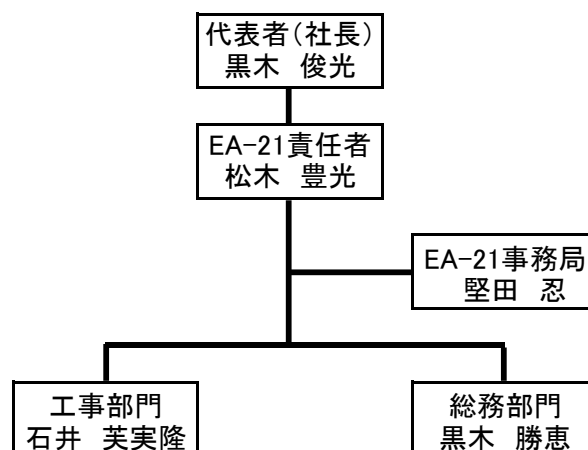
5) 事業活動の内容

建設業(土木工事業、舗装工事業、とび・土工工事業、石工事業、塗装工事業
鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業)

6) 事業規模

活動規模	単位	2022年	2023年	2024年
工事等の件数	件	7	4	10
売上高	百万円	379	272	730
従業員	人	16	16	16
事務所床面積	m2	663	663	663
倉庫床面積	m2	398	398	398
資機材置場面積	m2	561	561	561
工場・作業所等 床面積	m2	-	-	-
()	()			

7) 推進組織図



8) 対象範囲(全組織・全活動)

対象組織 本社、資材置き場
対象活動 建設業
レポート対象期間 2024年7月1日～2025年6月30日
レポート発行日 2025年7月31日

環境経営方針

環境経営理念


当社は、宮崎県日向市のほぼ中央部に立地し、海・山・川の自然環境に恵まれた地域の環境保全が重要であることを認識し、事業活動による環境影響を把握して日常生活や事業活動において、あらゆる環境負荷を低減するための活動を推進します。

環境経営方針

1. 我々は建設事業活動を通じて、環境経営マネジメントシステムを構築し、環境経営目標・環境経営活動計画を定め継続的な改善に努めます。
2. 関連する環境の法規制を遵守するとともに、行政機関・団体・地域等の要請に協力します。
3. 事業活動に於いて環境に与える影響を削減するため、次の事項に対して優先的に取り組みます。
 - ①電気・化石燃料の消費に伴う二酸化炭素排出量の削減に努めます。
 - ②事業活動に伴う廃棄物に関して、分別を積極的に行うことによりリサイクルを推進し、廃棄物の削減と適正処理の遵守に努めます。
 - ③水資源の節水及び排出する水の汚染、汚濁防止に努めます。
 - ④事業活動で使用する用品は、グリーン購入に努めます。
 - ⑤環境に配慮した施工・工法の研究及び社員教育に努め、施工計画や工法の採用、提案を積極的に行います。
4. 地域社会との交流を積極的に行い、環境保全活動に貢献します。

この環境経営方針は当社全従業員に周知徹底するとともに、環境への取組を環境経営レポートとしてとりまとめ、一般にも公表します。

2021年 2月 8日改訂
2012年 8月 1日改訂
2009年 6月 24日制定
株式会社 光技術開発

代表取締役 黒木俊光 

環境経営目標

当社の環境経営目標は、環境負荷の調査結果より以下のような目標を設定いたしました。
 なお、目標設定の基準は2023年度（23年7月～24年6月）のデータを使用しています。

取組み項目 (目標項目)(単位)	実施区	年度別環境経営目標				
		基準値 (2023年7月～ 2024年6月)	2024年度 (2024年7月～ 2025年6月)	2025年度 (2025年7月～ 2026年6月)	2026年度 (2026年7月～ 2027年6月)	
1. 二酸化炭素排出量の削減 (kg-CO2)	事務所	8,835.2	8,791.0	8,773.4	8,764.5	
	現場	120,215.9	119,614.8	119,374.3	119,254.1	
	全社	129,051.1	128,405.8	128,147.7	128,018.7	
省エネルギー項目	①電気使用量の削減 (総電気使用) (kWh)		23年度比 0.5%削減	23年度比 0.7%削減	23年度比 0.8%削減	
		事務所	7,049.0	7,013.8	6,999.7	6,992.6
		現場	5,765.0	5,736.2	5,724.6	5,718.9
		全社	12,814.0	12,749.9	12,724.3	12,711.5
	②ガソリン使用量の削減 (L)			23年度比 0.5%削減	23年度比 0.7%削減	23年度比 0.8%削減
		事務所	2,106.4	2,095.9	2,091.7	2,089.5
		現場	18,090.5	18,000.0	17,963.9	17,945.8
		全社	20,196.9	20,095.9	20,055.5	20,035.3
	③軽油使用量の削減 (L)			23年度比 0.5%削減	23年度比 0.7%削減	23年度比 0.8%削減
		事務所	0.0	0.0	0.0	0.0
		現場	29,171.9	29,026.0	28,967.7	28,938.5
		全社	29,171.9	29,026.0	28,967.7	28,938.5
	⑤灯油使用量の削減 (L)			23年度比 0.5%削減	23年度比 0.7%削減	23年度比 0.8%削減
		事務所	241.0	239.8	239.3	239.1
		現場	98.0	97.5	97.3	97.2
全社		339.0	337.3	336.6	336.3	
2 廃棄物の削減	①. 一般廃棄物の削減 (kg)	全社	161.7	160.9	160.6	160.4
	②. 建設副産物のリサイクル向上 (95%以上)	現場	100.0% (751.5t)	設計書通り、廃掃法遵守による廃棄で建設副産物のリサイクル向上(95%以上)を目指す		
3. 水資源使用量の削減 (年間水資源総使用量) (m3)			23年度比 0.5%削減	23年度比 0.7%削減	23年度比 0.8%削減	
	事務所	101.00	100.50	100.29	100.19	
	現場	0.00	0.00	0.00	0.00	
	全社	101.00	100.50	100.29	100.19	
4 環境活動	①環境ボランティア活動の取組推進	全社	事務所・現場周辺の清掃、地域ボランティア活動への参加			
			6回	6回/年	6回/年	6回/年
の 明 確 化	②環境配慮の取組推進	全社	環境活動計画の遵守			
	①社員教育の実施	全社	環境に配慮した施工・工法の教育、行政機関との意見交換等 環境教育・訓練計画による			

※ 産業廃棄物(建設副産物)は工事の件数や工種によって大きく左右されるため、「設計書どりの廃棄」「廃掃法を遵守した廃棄」を行う事を活動目標として取り組んでいきます。

※ 購入電力のCO2排出係数は、九州電力のCO2排出係数0.475kg-CO2/kWhを使用しました。

4.環境経営目標の実績

2024年度運用期間(7月～6月)の1年間の環境経営目標と実績[達成状況]は以下の通りです。
目標値は基準年度[2023年度]の同期間の0.5%削減とする。

取組項目		実施区	目標値	実績	達成率	判定
省エネルギー項目	二酸化炭素排出量(kg-CO ₂)	全社	128,405.8	169,587.6	75.7%	×
	①電気使用量の削減 (kWh)	事務所	7,013.8	7,885.7	88.9%	×
		現場	5,736.2	5,041.0	113.8%	○
		全社	12,749.9	12,926.7	98.6%	×
	②ガソリン使用量の削減 (L)	事務所	2,095.9	1,967.2	106.5%	○
		現場	18,000.0	10,655.1	168.9%	○
		全社	20,095.9	12,622.3	159.2%	○
	③軽油使用量の削減 (L)	事務所	0.0	0.0	#DIV/0!	○
		現場	29,026.0	51,689.7	56.2%	×
		全社	29,026.0	51,689.7	56.2%	×
	④灯油使用量の削減 (L)	事務所	239.8	303.0	79.1%	×
		現場	97.5	20.0	487.5%	○
		全社	337.3	323.0	104.4%	○
2. 廃棄物の削減と建設副産物のリサイクル向上	一般廃棄物 (kg)	全社	160.9	190.2	84.6%	×
	建設副産物	現場	設計書通りの処理[廃棄]する	設計書通りに処理(100%)	—	○
3. 水資源使用量の削減 (m ³)		全社	100.50	105.0	95.8%	×
4 環境・有益な活動	1. 環境ボランティア活動の取組推進	全社	6回	7回	116.6%	○
	2. 環境配慮の取組推進	全社	環境活動計画の遵守	2回	—	○
課題の明確化	1. 社員教育の実施	全社	環境教育・訓練計画による	3回	—	○

* 購入電力のCO₂排出係数は、九州電力のCO₂排出係数0.475kg-CO₂/kWhを使用しました。

5.環境経営活動計画と取組結果及びその評価

取組項目	活動内容	取組み状況
・電気使用量の削減	①不在箇所、昼休みなどの電気消灯の徹底 ②空調温度管理（設定温度遵守） ③照明器具やエアコンフィルターの定期的な点検・掃除	・事務所については、夏季に猛暑日が多く冷房設備の使用が多かった為、目標は達成できなかった。現場については、常時電力を使用する現場が少なかった為、目標を達成する事が出来た。次年度も温度管理・昼休みや不在時間の消灯などを社員全員に再度周知し目標を達成できるように徹底していく。
・ガソリン使用量の削減	①エコドライブの徹底(アイドリングストップなど) ②効率の良い配車スケジュール[相乗り] ③忘れ物Uターン防止の為の事前段取の徹底	・事務所・現場とも、車両乗合せやエコドライブを徹底して取組んだ結果、目標を達成することが出来た。次年度も現場への相乗り等を徹底し削減を推進する。
・軽油使用量の削減	①エコドライブの徹底(アイドリングストップなど) ②重機の定期点検整備の徹底 ③重機のエコ運転の推進(フルアクセルの抑制)	・事務所については、倉庫等で行う作業が無かった為、目標を達成できた。現場においては、大規模の重機作業を伴う工事の割合が多かった為、目標を達成する事が出来なかったが社員全員の省エネ意識の高揚等は高まっている。今後も目標を達成する事が出来るようにアイドリングストップ等を徹底し、効率の良い作業を心掛けていく。
・灯油使用量の削減	①暖房設備の管理徹底	・事務所においては、ファンヒーターによる暖房が主であり温度管理を徹底したが目標を達成する事が出来なかった。現場においては、ストーブ等に変わりエアコンの設置が増加して灯油使用量が減り目標達成となった。次年度も温度管理等を徹底し削減を図る。
・一般廃棄物の削減	①廃棄物の分別計量と記録 ②コピー用紙などの節減(ペーパーレス化・裏紙の使用など) ③資材梱包材の業者持帰り依頼	・大型工事の受注が増加してコピー用紙等の使用が増えた為、目標を達成する事が出来なかった。今後も社員全員の意識も高まっているので、分別計量と記録の徹底、及びできる限りPC等の画面で確認するなどによるペーパーレス化を継続して推進する。梱包品・廃トナー等の業者持帰りは良くできている。
建設副産物のリサイクル率の向上	①できるだけリサイクルの為の分別をしている。 ②できるだけ廃棄はリサイクル業者へ依頼する。 ③残余材が発生しない様こまめな発注と在庫管理の徹底	・建設副産物については、全現場で施工計画書通りの処理を徹底し、即日に指定の業者への運搬処理を行っている。又、各現場でのマニフェストによる整理、管理も確実に行われている。更にこまめな資材発注等により残余材発生防止が図られている。
・水資源使用量の削減	①定期的な漏水点検の実施 ②こまめな蛇口開閉による節水	・バケツの使用、こまめな蛇口の開閉の徹底を呼びかけ節水の意識を高めたが目標値をわずかに達成する事が出来なかった。次年度も、こまめな蛇口の開閉等さらに節水意識の高揚を推進する。
・環境ボランティア活動の取組推進	①事務所周辺の清掃活動 ②現場周辺の溝清掃 ③地域ボランティア活動参加	・計画通り現場・事務所周辺の清掃及び、ボランティア活動参加(7回)が実施できた。今後も継続して活動していく。
・環境配慮の取組推進	①工事現場では環境配慮型重機(騒音規制・低排出)を使用する ②仕様書同等の再生資材を調査し出来るだけ再生資材を使用する ③各現場で騒音・振動・粉塵・濁水など予防に努める ④工期短縮に創意工夫をしている。	・工法研究会等の講習会に年2回参加する事が出来た。現場作業と連携しながら積極的に参加するよう努めていきたい。又、ICT活用工事にも取組、三次元データ測量・データ処理研修等行い工事に活用する事が出来た。
・課題とチャンス の明確化	①社員教育の実施	・県土木施工管理技術研修会等に年3回参加する事が出来た。さらに講習会等に積極的に参加し、社員知識の向上を図る。

6.次年度の取組内容

取組項目	活動内容
・電気使用量の削減	①不在箇所、昼休みなどの電気消灯の徹底
	②空調温度管理(設定温度遵守)
	③照明器具やエアコンフィルターの定期的な点検・掃除
・ガソリン使用量の削減	①エコドライブの徹底(アイドリングストップなど)
	②効率の良い配車スケジュール[相乗り]
	③忘れ物Uターン防止の為の事前段取りの徹底
・軽油使用量の削減	①エコドライブの徹底(アイドリングストップなど)
	②重機の定期点検整備の実施
	③重機のエコ運転の推進(フルアクセルの抑制)
・灯油使用量の削減	①暖房設備の管理徹底
・一般廃棄物の削減	①廃棄物の分別計量と記録
	②コピー用紙などの節減(ペーパーレス化・裏紙使用など)
	③資材梱包材の業者持帰り依頼
・建設副産物のリサイクル率向上	①できるだけリサイクルの為の分別をしている
	②できるだけ廃棄はリサイクル業者へ依頼する
	③残余材が発生しない様こまめな発注と在庫管理の徹底
・水資源使用量の削減	①定期的な漏水点検の実施
	②こまめな蛇口開閉による節水
・環境ボランティア活動の取組推進	①事務所周辺の清掃活動
	②現場周辺の溝清掃
	③地域ボランティア活動参加
・環境配慮の取組推進	①工事現場では環境配慮型重機(騒音規制・低排出)を使用する
	②仕様書同等の再生資材を調査しできるだけ再生資材を使用する。
	③各現場では騒音・振動・粉塵・濁水など、予防に努める
	④工期短縮の創意工夫をしている。
・課題とチャンスの明確化	①社員教育の実施

7.環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

当社の事業に係る環境関連法規は、担当者が定期的にWeb(富士経済グループ・建設工事の環境保全法令・地方条例データベース([http://www. Group. Fuji-keiza. i co. Jp/kensetsu/](http://www.Group.Fuji-keiza.co.jp/kensetsu/)))で確認しています。
尚、関連法規の遵守状況確認を実施した結果、違反及び監督官庁からの指摘も、地域住民からの訴訟もありませんでした。
尚、現場での遵守状況は、月1回の安全パトロール中や安全会議を通じて常に確認しています

【環境法規制取りまとめ兼順守 チェックリスト】

法規特定日： 令和6年8月1日 順守状況確認
 承認者： 松木

10月 1月 4月 7月
 25日 28日 28日 28日

環境法規制等の名称/略称	規制内容		実 施		文書・記録(例) 【有資格担当者】	順守評価 (○△×-)				
	届出、作業等	適用範囲	適用条件	手続き・順守事項		責任者	10月 25日	1月 28日	4月 28日	7月 28日
廃棄物処理法	産業廃棄物の委託処理	【法21条の3-1】・建設工事が数回の請負による場合、当該建設工事に伴い生じる廃棄物処理の適用は、元請業者が排出事業者となる	【法21条の3-2】・下請人が行う現場内保管は、下請人も保管基準を適用順守 【法21条の3-3】・「規則18条の2で定める産業廃棄物」の場合のみ、委託契約書で定める様式（「運搬様式」）により、下請人が産業廃棄物処理基準を順守して、運搬できる（但し、元請業者がマニフェストを交付）	【法21条の3-3】（規則18条の2） 次のいずれかの工事 ・500万円以下の維持修繕工事 ・500万円以下の瑕疵の修繕工事 ・次のように運搬される廃棄物 イ1㎡以下/4回 ロ元請業者等の所有施設への運搬 ハ運搬途中での保管が行われないもの	工 事 部 門	【法21条3-3】（規則7条の2-3）・当該運搬には、「請負契約書」で定める必要があり、当該運搬時には「法21条の3第3項」による運搬であることを証する書面を備え付けなければならない	○	○	○	○
			【法21条の3-4】・下請人が廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は、当該下請人を事業者とみなして、委託基準及び管理票交付義務等適用順守	・下請人が廃棄物処理許可業者で元請業者から受託した産業廃棄物の処理を再委託する場合は、従前通り当該元請業者には委託基準等が、当該下請人には再委託基準等が適用	工 事 部 門	（注）元請業者の指示又は示唆により下請人が請け負った建設工事の廃棄物の処理を他人に委託した場合は、元請業者による下請人への委託とみなされて、元請業者には委託基準違反、下請人には無許可営業違反となる	○	○	○	○
		産業廃棄物	汚でい、廃油、廃ブラ、建設木くず、建設紙くず、建設繊維くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、ゴムくず、コンクリート破片など「石綿含有（重量比0.1%超）産業廃棄物」「リース業に係る木くず及び運送用パレットに係る木くず」（平成20年4月1日施行）	委託基準 1. 委託先の許可確認	工 事 部 門	・収集運搬及び処分業者の許可証の確認 ・中間処理場等の現地確認	○	○	○	○
				委託基準 2. 委託契約の締結 3. 契約書は契約終了後5年間保存	工 事 部 門	・委託契約書の内容確認（委託金額、産業廃棄物の種類、性状、性状等変更情報の伝達方法等）	○	○	○	○
				マニフェストの交付 2. 回収・照合（発行後B2.D票90日E票180日以内）	工 事 部 門	・マニフェスト管理台帳にて回収日の管理	○	○	○	○
				A票の照合確認欄に、B2.D.E票の受領日を記載して5年間保管する	工 事 部 門	A票の照合欄チェック。（回収期間内に返送され、法定事項記載確認）	○	○	○	○
				「交付状況報告」（前年度実績、毎年6月30日までに）	工 事 部 門	産業廃棄物管理票交付等状況報告書で県知事へ報告する	○	○	○	○
	1000トン以上の場合多量排出事業者報告	総務	・計画書(様式第2号の8) ・実施書(様式第2号の9)	-	-	-	-			
	未回収戻り票の報告		・措置内容等報告書(知事への報告)	-	-	-	-			
	「処理困難通知」の受理	工 事 部 門	・通知受理日より30日以内に規則様式第4号による措置内容等報告書（知事への報告）	-	-	-	-			
廃棄物の処理	廃棄物	現場保管又は仮置場	工 事 部 門	野外焼却の禁止	○	○	○	○		
産業廃棄物の自ら処理	産業廃棄物	現場外保管（300㎡以上）及び自ら処理	工 事 部 門	積み上げ高さの厳守、雨、風、悪臭発生に対する養生、保管場所の掲示板設置 保管基準（60×60cmの掲示板設置等）	○	○	○	○		
水銀を使用した製品の処理	水銀含有ばいじん等・水銀を含む特別管理産業廃棄物		工 事 部 門	・マニフェストの交付 2. 回収・照合（発行後B2.D票90日E票180日以内）	-	-	-	-		
建設リサイクル法	・解体工事-80㎡以上・新築・増築工事-500㎡以上・修繕・模様替工事-1億円以上・その他の工物に関する工事（土木工事等）-500万円以上	新築工事及び解体改修工事	【特定建設資材】：コンクリート（プレキャスト鉄筋コンクリート版を含む）、木材、アスファルトコンクリート	・発注者への書面による計画等説明・工事着手する日の7日前までに必要事項を都道府県知事に届け出・発注者へ書面による完了報告 ・分別解体等 ・再資源化等の促進 ・再生資源の使用	工 事 部 門	・発注者への計画等説明書と完了報告書 ・下請負者への告知書 ・知事への届出書（条例規定）	○	○	○	○
家電リサイクル法	特定家庭用機器の排出（作業所あるいは住所の家電が対象）	特定家庭用機器	【特定家庭用機器】：テレビ（液晶・プラズマ含）、エアコン、電気冷蔵庫及び冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機	小売店へ料金を支払い引き渡す又は自治体指定の方法で引き取り依頼する	総務		-	-	-	-
小型家電リサイクル法	使用済小型電子機器の排出（作業所あるいは住所の小型家電が対象）	使用済小型電子機器（25分類）	【使用済小型電子機器】パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、CDプレーヤー等々	具体的な回収品目や回収方法は市町村により異なり、品目によっては手数料あり	総務		-	-	-	-
オフロード法	ブルドーザ、クローラクレーン、くい打ち機、タワークレーン、ドリルジャンボなど	協力会社の持ち込み建設機械など		・適合証明 ・平成18年4月施行前販売証明	工 事 部 門		○	○	○	○
騒音規制法	杭打ち機、びょう打機、削岩機、空気圧縮機等を使用する作業	・特定建設作業・適用指定地域		・知事へ7日前までに届け出 ・作業敷地境界にて85デシベル以下	工 事 部 門	・市町村へ事前確認 ・届出書（規則様式第9、但し条例等上乗せ規定有り）	-	-	-	-
振動規制法	杭打ち機、くい抜き機、ブレーカー、舗装版破砕機を使用する作業	・特定建設作業・適用指定地域		・知事へ7日前までに届け出 ・作業敷地境界にて75デシベル以下	工 事 部 門	・市町村へ事前確認 ・届出書（規則様式第9、但し条例等上乗せ規定有り）	-	-	-	-

環境法規制等の名称/略称	規制内容			実施		文書・記録(例) 【有資格担当者】	順守評価 (○△×ー)			
	届出、作業等	適用範囲	適用条件	手続き・順守事項	責任者					
フロン 排出抑制法	・解体工事(改修工事)	・冷媒用フロンの回収・破壊の措置	・解体前にフロン類機器設置有無を確認、発注者に書面説明 ・第1種特定製品管理者は当該フロン類機器を第1種フロン類充填回収業者に引き渡さなければならない ・機器の廃棄を委託された場合「委託確認書」の回付と保存及びフロン類充填回収業者の「引取証明書」の受理と写しの保存(3年間)	工事部門	「事前確認書」 (交付年月日・元請業者名等・発注者名等・機器設置有無の確認結果) 「行程管理制度」 (一財)日本冷媒・環境保全機構	-	-	-	-	
	・第一種特定製品	①第一種特定製品(定格出力7.5kW以上の業務用エアコン、冷凍・冷蔵機器) ②定格出力7.5kW未満の業務用エアコン ③建設機械等の大型・小型の特殊自動車、被牽引車に設置されているエアコン	①・簡易点検の実施と定期点検の実施 ②③・3ヶ月毎の簡易点検の実施と当該機器廃棄まで記録保管 当該機器廃棄時の管理者の義務 ・充填回収業者へ依頼→回収依頼書発行 ・販売店へ依頼→委託確認書発行	工事部門 工事部門	①・簡易点検と定期点検実施と記録の保管 ・3ヶ月毎の簡易点検の実施(目視など)と、記録の保管 ・始業前点検票で簡易点検実施 ・当該機器の廃棄後3年間記録保管 ・廃棄時は回収依頼書又は委託確認書を発行し、廃棄後3年間保管する。	○	○	○	○	
建設工事公衆災害 防止対策要綱	1.埋設物の確認 2.重機等の接触、転倒 3.持ち込み建設機械 4.高齢者・車いす対応	1.埋設物の損傷 2.建設機械の移動、作業時 3.レンタル建設機械使用時 4.歩行者通行制限時	1.台帳と設計図面を照合 2.能力内・作業場内使用、傾斜計測 3.必要な点検整備の確認 4.安全な歩行用通路の確保	工事部門 工事部門		○	○	○	○	
建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン		・不特定人物が触れる箇所等(建設現場)	・定期清掃 ・「三つの密」防止対策の徹底 ・熱中症予防	工事部門		○	○	○	○	

代表者による全体評価と見直しの結果

対象期間：2024年7月～2025年6月 作成：2025年7月25日

インプット情報	前回(2023年度)の指示内容	今回(2024年度)の評価結果と代表者による指示事項
	取組結果	
環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況について	<ul style="list-style-type: none"> *削減の為の活動計画は、徹底して実施すること。 *今後も継続して環境活動実施状況をチェックして、現場の目標設定や評価方法を色々と研究する事。 	<ul style="list-style-type: none"> *電気使用量については、夏季に猛暑日が多く、冷房設備の使用が多かったが温度管理を徹底した事から事務所は僅かにオーバーしたが全体での目標は、達成できた。又、燃料使用量については、大規模・遠方の工事が増加する中、社内会議で車輛乗り合わせやエコドライブを徹底させ、全員で取り組んだ結果、達成となった。次年度も、社員同士の呼び掛け等で再度周知させ、削減できるよう、さらに徹底する事。
	<ul style="list-style-type: none"> ・活動計画を目立つ所に表示し、達成状況の公表や呼びかけを行い目標達成に努めた。 ・現場別の取組の自己チェックを実施して目標の達成意欲を高めた。 	
環境関連法規等の遵守状況について	<ul style="list-style-type: none"> *今後も業務に関連する法規は定期的に把握すること。 	<ul style="list-style-type: none"> *関連する法規の改正は無かったが、常に改正状況を確認する事。
	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の事業に関係する環境関連法規は、担当者がWeb等で定期的に確認把握し遵守できた。 	
外部からの環境に関する苦情や要望について(コミュニケーション)	<ul style="list-style-type: none"> *今後発生したら、関連する担当者は連携し対処すること。 	<ul style="list-style-type: none"> *社内コミュニケーションは安全会議時等を利用してこまめに、情報の共有を図る事。又、現場近くの地域住民とは、常にコミュニケーションを図りながら工事を進める事。
	<ul style="list-style-type: none"> ・要望、指示等が2件程あったが現場担当者(植田・石井)の早急な対応により処置を完了することが出来た。 	
マネジメントシステム全般について	<ul style="list-style-type: none"> *書類は誰でも見れるように保管すること。 *環境教育は今後も年間計画を立て、必ず実施すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境方針の変更は必要なし。
	<ul style="list-style-type: none"> ・書類は、1階事務室にて誰でも見易いように管理した。 ・環境教育は、計画通り実施することが出来た。 	
①環境経営方針	変更不用	
②環境経営目標	変更不用	
③環境経営計画	変更不用	
④実施体制	変更不用	

9. 環境活動の事例



NO. 1

エコアクション21
 認証・登録番号0004596

緊急事態訓練実施!



環境法令遵守!



《事務所周辺清掃活動》

